

【資料1】

1)規約

嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、嘉瀬川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、嘉瀬川、祇園川その他嘉瀬川流域における一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体

的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、佐賀県県土整備部河川砂防課及び佐賀河川事務所流域治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和7年2月27日から施行する。

別表1 嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所長

気象庁 佐賀地方气象台長

佐賀市長

小城市長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

別表 2 嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 副所長（技術）

気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官

佐賀市 危機管理防災課長

小城市 防災対策課長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 副課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 技術監

佐賀県 佐賀土木事務所 副所長

嘉瀬川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「嘉瀬川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年度東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、嘉瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系嘉瀬川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 嘉瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。
- 2 事務局は、九州地方整備局佐賀河川事務所流域治水課、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和2年9月24日から施行する。
令和3年3月17日改定
令和4年3月29日改定
令和7年2月27日改定

嘉瀬川水系流域治水協議会 名簿

佐賀市長

小城市長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課長

佐賀県 農林水産部 農山村課長

佐賀県 農林水産部 森林整備課長

佐賀県 農林水産部 林業課長

佐賀県 県土整備部 まちづくり課長

佐賀県 県土整備部 下水道課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

気象庁 佐賀地方气象台長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所長

嘉瀬川水系流域治水協議会幹事会 名簿

佐賀市 建設部 河川砂防課 課長
 佐賀市 都市戦略部 都市政策課 課長
 佐賀市 総務部 危機管理防災課 課長
 佐賀市 農林水産部 農村環境課 課長
 佐賀市 農林水産部 森林整備課 課長
 小城市 総務部 防災対策課 課長
 小城市 建設部 建設課 課長
 小城市 建設部 都市計画課 課長
 小城市 建設部 下水道課 課長
 小城市 産業部 農村整備課 課長
 小城市 産業部 農林水産課 課長
 佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 副課長
 佐賀県 農林水産部 農山村課 副課長
 佐賀県 農林水産部 農地整備課 技術監
 佐賀県 農林水産部 森林整備課 副課長
 佐賀県 農林水産部 林業課 副課長
 佐賀県 県土整備部 まちづくり課 技術監
 佐賀県 県土整備部 下水道課 副課長
 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 技術監
 佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
 気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官
 農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
 林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署 地域林政調整官
 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所 主幹
 国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 副所長